

# 公 示

九 州 運 輸 局 長  
令 和 6 年 4 月 22 日

道路運送法施行規則第15条の6の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第15条の7に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和6年5月2日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

## 記

(公示番号 九運公第13号)

### 一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止に係る事業計画変更届出

事案 番号	休止又は 廃止の別	申請者	届出路線		料程	休止又は廃止 の予定日	休止又は廃止 の理由	備考
			起 点	終 点				
福5廃21	廃止	西鉄バス久留米株式会社	福岡県朝倉郡東峰村小石原963-6の先	福岡県朝倉郡東峰村福井2947の先	8.32	R6.10.1	運転者不足のため。	
			福岡県朝倉郡東峰村福井2947の先	福岡県朝倉郡東峰村福井927-1の先	4.78			
			福岡県朝倉郡東峰村福井2947の先	福岡県朝倉市杷木池田534-2の先	7.92			
			福岡県朝倉市杷木池田534-2の先	福岡県うきは市浮羽町朝田字浦田637-1の先	4.05			
			福岡県うきは市浮羽町朝田字浦田637-1の先	大分県日田市前津江町柚木252の先	12.93			